

VII. トレモロ

(表 7)

7-1




音楽学者によって“トレモロ”と名づけられている墨字の記譜法には、異なった2つの種類がある。1つは音や和音の繰り返しを表し、もう1つは和音内の音を交替に演奏する事を表している。

A 反復

7-2

ここにあるのは、同じ音を反復するタイプのトレモロに最もよく使われる表7Aの記号である。

例 7-2

⋮⋮	8分音符の反復	
⋮⋮	16分音符の反復	
⋮⋮	32分音符の反復	

7-3

音符の符尾に斜線が書かれている時は、その音符は8分音符（斜線1本）、16分音符（斜線2本）、32分音符（斜線3本）などに分けて反復される。これは、弦楽器奏者にとっては、拍のあるなしに関わりなく、弓で弾くトレモロである。管楽器奏者にとっては、速いタンキングを表す。打楽器奏者にとっては、拍のあるなしに関わりなく、異なったスピードでのロールを意味している。

7-4

トレモロ記号は音や和音の後に記し、もし指使いが付いているならば、その後に記す。
反復記号は連続を使うことが出来、記号の後半を2度記す。

7-5

例7-5では、音符に3本の斜線がついているので、32分音符の反復である。墨字に“tremolo”という言葉か、その省略形が書かれている場合には、トレモロ記号を使用すると同時に、その言葉も点訳する。その場合には反復の速度は非常に速く、拍はない。

例7-5



B 音の交替

7-6

鍵盤楽器においては、トレモロという言葉は通常、音や和音の交替という意味に使われる。音の交替タイプのトレモロに最もよく使われる表7Bの記号を下に記す。

例7-6

⠠⠠	8分音符での音の交替	
⠠⠠	16分音符での音の交替	
⠠⠠	32分音符での音の交替	

7-7

この記号は、リズムカルに交替に演奏される音や和音の間におかれる。墨字では、交替に演奏される一対の両方の音は、通常同じ音価を持っている。この事は点字に正確に表さなくてはならない。例7-7では、小節内に多くの拍が入っているように見えるが、それは、一対の音の両方で、トレモロの長さを持つように墨字で記譜されているからである。このタイプのトレモロの記号には、連続は使えない。

例 7-7

